

PM_{2.5}（微小粒子状物質）による大気汚染への対応

島根県では、PM_{2.5}の濃度が、日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される場合は、注意喚起情報を発表し、注意を呼びかけます。

◇ 注意喚起情報は、次の方法でお知らせします。

- ★ その日の午前8時に県ホームページに掲載します。
- ★ 市町村を通じてお知らせします。（周知方法は市町村ごとに異なります。）
- ★ 学校、社会福祉施設等へFAX等でお知らせします。
- ★ 「しまね防災メール」登録者へメール配信します。（事前登録が必要です。裏面のくしまね防災メール 登録方法>をご覧ください。）

◇ 注意喚起情報が発表されたときは！

- ★ 不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- ★ 屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らしましょう。
- ★ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくしましょう。
- ★ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

◇ 注意喚起情報が発表されていないときの行動は？

特に行動を制約する必要はありません。

- ★ 呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の方などは、健康な人に比べて影響が出やすいと言われていますが、個人差も大きいと考えられます。日頃から健康管理や禁煙に努めるとともに、体調の変化に注意しましょう。
- ★ 特に、呼吸器系や循環器系の疾患のある小児や高齢者の方は、必要に応じて保育所、幼稚園、小学校、高齢者施設等と健康状態に関する情報を共有しながら、日常の健康管理を行うことが望ましいでしょう。

◇ 現在のPM_{2.5}の状況（速報値）をリアルタイムで公表しています。

島根県ホームページの「PM_{2.5}（微小粒子状物質）情報提供サイト」で松江、浜田、隠岐の3箇所のPM_{2.5}の1時間ごとの測定値をリアルタイムで公表しています。

URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/kankyo/kankyo/taiki/pm25.html>

（島根県トップページのトピック欄にリンクが設定されています。）

このチラシは、「最近の微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気汚染への対応」（H25.3環境省「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する専門家会合」）を参考に作成しました。

Q & A

Q PM_{2.5}（微小粒子状物質）とは？

A PM_{2.5}とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 μm (1 μm=0.001mm) 以下の非常に小さな粒子のことです。

発生源としては、ボイラーや焼却炉などばい煙を発生する施設、鉱物堆積場など粉じん（細かいちり）を発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壌、海洋、火山など自然起源のものや大陸からの汚染物質の流入による影響もあります。

PM_{2.5}は非常に小さい粒子（髪の毛の太さの 30 分の 1 程度）のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

Q マスクの着用は有効ですか？

A 医療用や産業用の高性能な防じんマスク（N95 規格、DS 1 規格以上のもの）は、微粒子の吸入を減らす効果があります。ただし、顔の大きさに合ったものを、正しく着用しなければ十分な効果がありません。また、一般用マスク（不織布マスク等）には様々なものがあり、PM_{2.5} 吸入防止効果は製品によって異なります。製品の効果を確認して利用しましょう

Q 空気清浄機は PM_{2.5} の除去に有効ですか？

A 除去効果は、フィルターの有無や性能など機種によって異なります。個々の製品の効果については、製品表示や販売店・メーカーに確認する必要があります。

Q 日平均値 70 μg/m³ を超えた場合は、屋外での行事や活動は中止する必要がありますか？

A 70 μg/m³ を大きく超えない限り、屋外での行事は中止する必要はないと考えられます。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の方などは、より低い濃度でも健康影響が生じる可能性があるため、配慮が必要です。

<しまね防災メール 登録方法>

- ① bousai-shimane@xpressmail.jp宛に空メールを送信してください。
タイトル、本文は不要です。
(右のQRコードを読み取ると簡単にアドレス入力ができます。)
- ② 空メール送信後、30 分以内に登録用メールが届きますので、メールに記載された手順で登録をしてください。配信情報の登録は、「高度利用者向け」から「大気汚染情報」を選択してください。



空メール
送信先アドレス

<お問い合わせ先>

- 島根県 環境政策課 大気環境グループ
電話 0852-22-5277、FAX 0852-25-3830、メール kankyo@pref.shimane.lg.jp
- このほか、最寄りの保健所でもお問い合わせに対応します。

松江保健所	0852-23-1318	雲南保健所	0854-42-9668
出雲保健所	0853-21-1197	県央保健所	0854-84-9808
浜田保健所	0855-29-5559	益田保健所	0856-31-9553
隠岐保健所	08512-2-9715		